

経営学部定期試験等の不正行為による処分ガイドライン

定期試験における不正行為に係る処分は、全学共通のガイドラインを
基にし、下記のとおり定める。

記

1 学則に基づく懲戒処分(停学又は退学)とする。

(注) 懲戒処分は、学籍に記録される。

(1) 有期停学（3ヶ月）

- ア 他人の答案を写す行為
- イ 机への試験に関する内容の書き込み行為
- ウ カンニングペーパーの持込み
- エ 許可されていない書類等（辞書等を含む）の持込み
- オ 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の利用
- カ 試験監督者等の指示に従わない行為
- キ その他、上記と同等程度の行為

(2) 無期停学又は退学

- ア 代人受験
- イ 不正行為発覚後、試験監督者等へ抵抗をするような行為
- ウ その他、上記と同等程度の行為

2 当該学期に履修している全ての科目について不合格とする。

以 上

2024年7月

経営学部長